

【原料原産地表示に係る食品表示基準改正（案）について】

《全体について》

頁、条番号： 全体

表題： 義務表示の対象について

意見・理由： 今回提示の食品表示基準改正（案）は複雑で分かりにくく、消費者にとっても、事業者にとっても問題の多い制度になっています。例外措置を含めた表示について消費者が理解に苦しみ、事業者に問い合わせたり、中小事業者が理解不足から表示ミスをするといった種々の問題が発生することも懸念されます。新たな原料原産地表示を導入するのであれば、原料原産地表示に対する消費者ニーズに基づいて、丁寧に議論すべきであったと考えます。「なぜ、全ての加工食品に原料原産地表示を義務化するのか」といったことや中小事業者の実行可能性といった点についてパブリックコメントを踏まえ、食品表示部会で再度議論すべきと考えます。

《個別事項について》

頁： 「食品表示基準改正のポイント」 2 3 頁

条番号： なし

表題： 「食品表示基準の違反に係る指示及び指導並びに公表の指針」の弾力的運用について

意見・理由： 表示に軽微な誤記があった場合でも、現行指針では現実的には直ちに事業者は自主回収を行わざるを得ない実態にあります。今回の食品表示基準改正（案）の施行後には、中小事業者を含めた事業者の理解不足から、表示ミスの多発が懸念されますが、原料原産地表示については、安全性と直接関係のない事項です。ですから、新たな原料原産地表示制度に基づく表示に誤りがあっても、直ちに表示の修正や商品の撤去までは求めない等、指針を弾力的に運用していただくこと、かつその旨をガイドライン等に明記していただくことを要望します。

頁： 「食品表示基準改正のポイント」 2 5 頁

条番号： なし

表題： 中小事業者や消費者への普及・啓発について

意見・理由： 原料原産地表示に係る食品表示基準改正（案）の施行に当たっては、全ての加工食品が対象になるので影響が大きく、食品事業者、消費者の双方の関係者にとって混乱のないように制度の普及・啓発を丁寧に行うことが必要です。

普及・啓発については、地域別、業種別の丁寧な周知が必要となることから、分かりやすいQ & Aやパンフレットの整備、説明会開催、地域毎に行政の窓口を設置する等、十分配慮していただきたい。

頁： 「食品表示基準改正のポイント」 17頁

条番号： 基準附則第1条

表題： 経過措置期間について

要約： 経過措置期間を今回の原料原産地表示制度施行から5年間に延長していただきたい。

意見・理由： 本制度は、新たな食品表示制度への移行中（移行期限は平成32年3月末）にさらに導入される制度であり、事業者にとっては、既に移行対応した製品を含めての仕切り直しとなります。

移行のための作業としては、まず今回の食品表示基準改正（案）に対応した表示システムの改修と検収を行う必要があり、その期間はおよそ1年間が見込まれます。

一方、今回の食品表示基準改正（案）は従来の表示制度の変更と異なり、「過去の原料使用実績を調査する期間」が新たに必要になります。この調査には、膨大な作業やサプライヤーの協力が必要ですが、大手メーカーの場合、通常、表示切替商品は千点を超え、使用原材料はその数倍以上の点数となるため、必要な期間は約2年間が見込まれます。

しかし、原料使用実績の調査はシステムの改修・検収作業と並行して進めることが可能ですので、システムの改修・検収が終わった後、調査の済んだ商品から順次、1点1点毎にシステムに登録し、次いで表示方法の検討、流通業者への説明、具体的な表示デザイン作製等の社内手続きを終え、包材メーカーへ発注するのは、早いもので3ヶ月後位になります。

こうした商品ごとの改版作業はアイテム数の多い大手メーカーでは4年近くかかることとなります。

なお、代表的な包材メーカーへの聞き取り調査によれば、各メーカーから発注を受けている現行保有の包材受注点数は約8万点で、この包材の改版に変更に必要な期間は、自社工場からみて約4年間と答えています。

これらのことから、アイテム数の多い大手メーカーではシステムの改修・検収で1年、システム登録後のデザイン決定・発注までに3ヶ月、全てのアイテムの改版作業が4年間、合計約5年間は新しい原料原産地表示に対応する期間が必要になります。

よって、経過措置期間としては、今回の原料原産地表示制度の施行後5年間の設定、つまり移行期限を平成34年秋までとしていただくことを要望します。

また、表示の切替は、今回の改正に基づく原料原産地表示だけでなく、新基準の表示切替も合わせて行なうメーカーも多いことから、現在の食品表示基準全体の経過措置期間を延長するという形で設定していただきたい。

頁： 「食品表示基準改正案」 4～7頁

「食品表示基準改正のポイント」 10、11頁

条番号： 基準第3条第2項表1の五のイ～ハ

表題： 可能性表示及び大括り表示を認める要件について

意見・理由： 製品のラベルなどの表示内容を変更する場合、表示内容を決定するのは、通常、少なくとも初回製造の4ヶ月前がタイムリミットです。それは表示内容の決定後、流通業者への説明、版の作成、ラベルや缶などの包材の製造を行う準備期間が必要となるからです。

しかし、今回の改正基準案における可能性表示及び大括り表示を認める要件について、過去実績の期間設定には、この準備期間が考慮されていません。例えば平成29年春に製造する製品について考えてみると、前年である平成28年の実績を使用することは前記の理由から不可能、3年前の情報も使用不可、であるため必然的に平成27年の実績しか使用できないこととなります。

一方、今後の一定期間における産地別使用計画を用いる場合には、当該計画に基づく製造の開始日から1年以内と期間が限定されています。

これらのことは事業者には毎年包材の改版を強いることとなり、事業者には多大の負担をかけるだけでなく、包材の大量廃棄につながる可能性もあります。

以上のような事情を考慮いただき、使用実績については「3年以上前の情報は使用不可」、使用計画については「開始日から1年以内」という期間の限定を廃止していただきたい。

頁： 「食品表示基準改正のポイント」27頁

条番号： なし

表題： インターネット等による表示について

意見・理由： 包材上への表示はスペースの制限があり、もはや限界に近いものです。また、これ以上の情報を表示に加えることは、優先すべき安全に係る情報の視認性を低下させます。さらに、今回の基準改正（案）では可能性表示を行う際には、原料の使用実績又は計画を注意書きで表示することになっていますが、この表示を行うためには、事実上、毎年の包材変更が必要となってしまいます。

このため、原料原産地の情報伝達方法を、容器包装上の表示に限定するのではなく、選択肢として消費者が知りたい情報を正確、迅速に伝えることができるインターネット等（QRコード、ホームページ）やお客様相談窓口による電話対応による方法へも広げていただくことを要望します。その実現により、スペース、視認性、包材変更の問題が解決されると考えます。

この情報伝達方法はすでに米トレーサビリティ法や製造所固有記号でも使用されているものであり、また東京都条例に基づいて問題なく使用されている方法ですので、消費者が情報を入手する手段として大きな障害になり得ないと考えます。

以上